

貿易に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十一月十八日

小川友三

參議院議長松平恒雄殿

一一〇

貿易に関する質問主意書

一、政府は眞に國家再建の計画があるなら貿易に対する一貫せる方針を取るべきであるが、外國注文品と内地品の公定價格の取扱いに落度がある。貿易業者は外國より注文を④以上にて受けなければ日本商品として世界的品物が出來ないので④で押して④以上の値の貿易を停止しておるのは、一貫せる誠意がないからである。右所見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。